

講義録レポート

講義録コード 06-09-9-115-01

講 座	社会保険労務士	テーマ	年金の基礎知識 まるわかりセミナー
目標年	2009年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	【●】個別VTR 【 】テープレクチャー 【 】集合ビデオ		
	【 】Web通信 【 】DL通信 【 】DVD通信 【 】カセット通信 【 】資料通信		

講師名	佐藤 信 先生	講義録 枚数	2 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	16 枚	

配布教材	・レジュメ
備考	

TAC社会保険労務士講座

社 労 士 講義録

 科 年金の基礎知識
 目 まるわかりセミナー

 コース 無料公開
 セミナー

 回 数
 1

配布物

 ★ミニテスト：あり [] なし
 ★実力テスト：あり [] なし
 ◇配布物なし

 ★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★その他のレジュメ []

講師

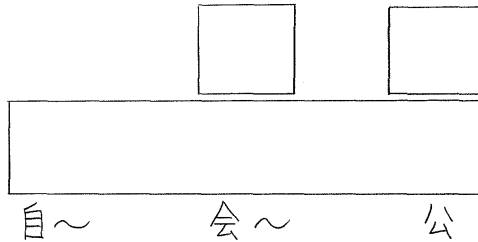
佐藤

先生

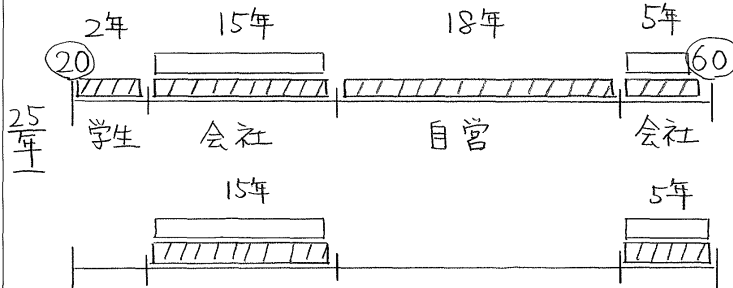
テキスト
ページ

黒 板 内 容

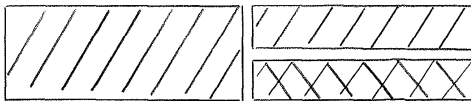
P 6



P 10



60



期間 報酬

P 12

$$30\text{万円} \times \frac{6}{100} \times \frac{360}{(\text{月数})} = \text{約} 65\text{万円}$$

平均

再評価

 10万円
 ↓
 30万円

社 労 士 講義録

 科目 年金の基礎知識
 まるわかり
 セミナー

コース

無料公開
セミナー

回数

/

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

講師

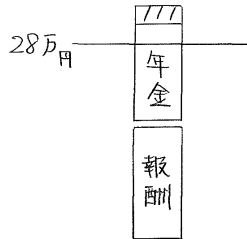
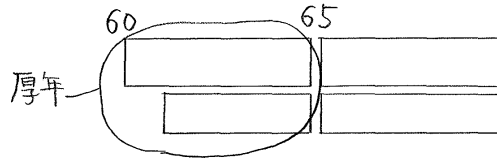
佐藤

先生

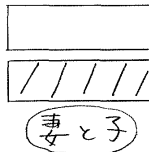
テキスト
ページ

黒 板 内 容

P 13



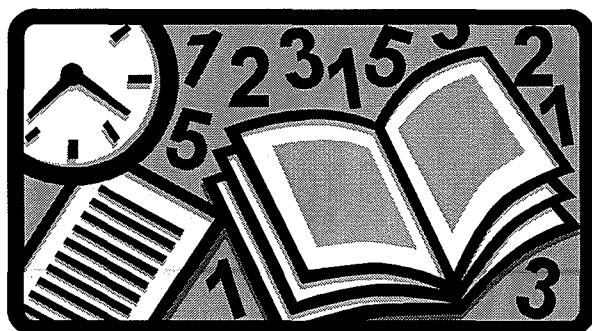
P 15

夫 丁 妻
子

～TAC社会保険労務士講座～

知って得する情報満載！

「年金の基礎知識まるわかりセミナー」



知って得する情報満載！
「年金の基礎知識まるわかりセミナー」

～ 目 次 ～

1. 公的年金制度とは	3
2. 年金制度が必要なのはどうして？	4
3. 公的年金制度の仕組み	5
4. 3つの年金制度	6
5. 加入者	7
6. 保険料	8
7. 年金給付	10
8. 受給の手続き	16

1. 公的年金制度とは

日本の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族化や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。

個人の自助努力によって老後に備えることは大切ですが、物価や資産価値の変動など経済情勢の変化を的確に予想することは困難であることや、個人個人にとって何歳まで生きられるのかは不確実であることなどを考えれば、個人の自助努力のみで老後の生活設計を完全に行うことには限界があります。

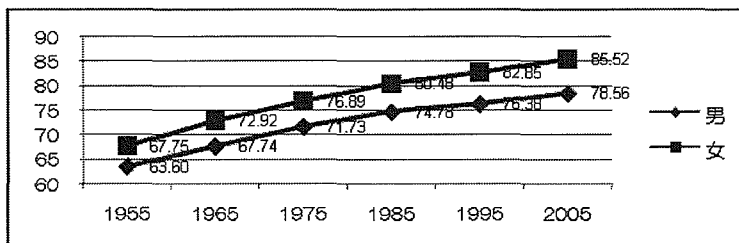
公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

2. 年金制度が必要なのはどうして？

① 平均寿命の伸び

平均寿命が飛躍的に伸び、老後に必要となるお金が昔より大幅に増えています。

＜参考資料：平均余命の伸び＞



② 少子・高齢化

家族の人数が減り、兄弟姉妹の数も少なくなっています。昔のように家族の間で、高齢となった親の生活を支えることは難しくなってきました。

＜参考資料：1人の高齢者を支える現役世代の比率＞

1975年 … 現役世代 7.7 人で、1 人の高齢世代を支える

2025年 … 現役世代 1.9 人で、1 人の高齢世代を支える

2050年 … 現役世代 1.4 人で、1 人の高齢世代を支える

③ 将来の暮らしの予測が困難

何十年か先にある老後の物価や資産価値を予測することは困難です。

また、個人個人にとって何歳まで生きられるのかはわかりません。

これらのことを考えると、自分たちの力だけで老後の生活設計を行うことには限界があります。

④ サラリーマン世帯の増加

自営業者（農業など）が多かった昔に比べ、現在はサラリーマン世帯が増加してきています。サラリーマン世帯は、定年と同時に、収入がほぼなくなるため、老後の経済不安が深刻です。

3. 公的年金制度の仕組み

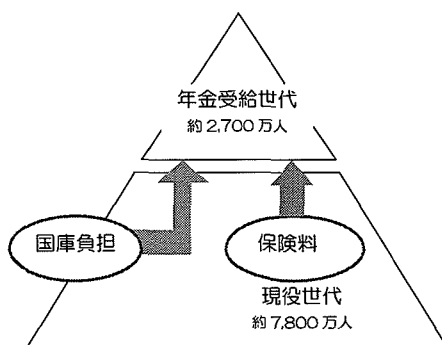
公的年金制度は社会保険方式をとっており、被保険者から徴収する保険料を基本とし、国庫負担を組み合わせることで運営されています。

社会保険方式は、老齢、障害及び死亡という事故に備えてあらかじめ保険料を拠出し、これらの事故が起きた際に保険料を財源として年金給付を行うというものです。原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

年金給付に要する費用は加入者（現役世代）の支払う保険料及び国庫負担によってまかなわれており、このように現役世代が高齢者の世代を支える仕組みのことを世代間扶養ともいいます。前ページで触れた通り少子高齢化が進行していくにつれ後世代の負担が大きくなることが見込まれるため、これを緩和・解消していくことも年金制度の抱える課題の1つとされています。

国民年金（基礎年金）への国庫負担は、従来は給付費の3分の1となっており、この割合は毎年少しずつ引き上げられ、今後は2分の1になります。

<参考>



覚えておきたいキーワード

- 社会保険方式
- 世代間扶養
- 国庫負担、給付費の2分の1へ

4. 3つの年金制度

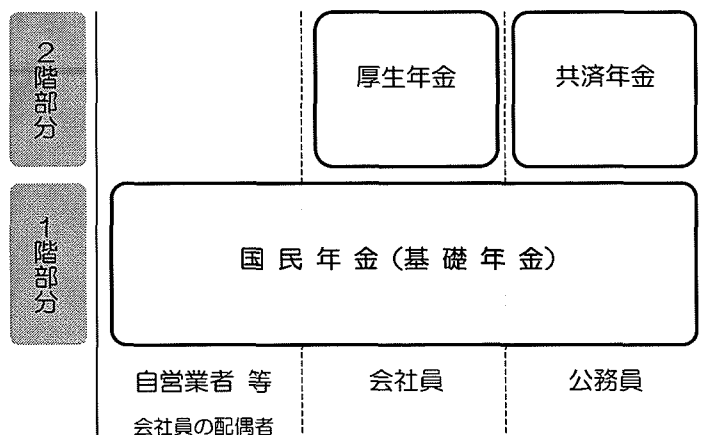
日本の年金制度は、従来、サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員などを対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立していました。

しかし、そのような制度体系のままでは、就業構造や産業構造の変化により財政基盤が不安定になり、長期的安定が図れません。また、加入している制度により給付や負担に不公平が生じる恐れがあります。

そのため、昭和 60 年の法律改正により、国民年金の適用の範囲がすべての国民に拡大され、厚生年金や共済年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者とすることになりました。

したがって、厚生年金や共済年金の被保険者は、引き続き厚生年金または共済組合にも加入することになり、同時に二つの年金制度に加入することになっています（いわゆる、2 階建ての年金制度）。

<参考：年金制度の体系>



※上図の年金の他、上乘せの給付として国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金等の制度もあります。

5. 国民年金の被保険者

国民年金（基礎年金）には、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入します。学生であっても 20 歳になったら加入しなければなりません。

第 1 号被保険者

対象者：国内に住む 20 歳以上 60 歳以上の自営業、農林漁業従事者、学生など。

保険料：各自が納付をします。

第 2 号被保険者

対象者：会社員、公務員等。国内に住んでいない場合も被保険者になります。また、20 歳未満や 60 歳以上でも厚生年金や共済年金の加入要件を満たす場合は国民年金の被保険者となります。

保険料：給与から控除されます。

※保険料は、厚生年金保険料として徴収。

第 3 号被保険者

対象者：第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者。

保険料：保険料を納付する必要はありません。

6. 保険料

① 自営業者等の場合（国民年金の第1号被保険者）

自営業者等は、国民年金の保険料のみを納付します。

平成20年度は、月額14,410円です。

年間の保険料をまとめて払う前納制度や口座振替の制度を利用し、保険料額を割引いて支払うこともできます。

<参考1：保険料の免除制度>

国民年金の保険料納付が困難なときは所定の手続きを行うことで納付を免除される制度があります。なお、免除された保険料は直近10年分までであれば後から納付することもできます（追納といいます。）。

※1 追納をしていない場合は、保険料を全額納付していた方に比べ年齢基礎年金の額が低額になります。

※2 免除の手続きをせずに保険料を納付していない場合は「滞納」の扱いとなり、この期間の分は追納をすることができません（2年前までの分については納付可）。

<参考2：免除の要件>

免除制度は主に次のようなときに利用できます。

- ◇ 障害の状態になった
- ◇ 生活保護法の生活扶助を受けている
- ◇ 所得が少ないとき（世帯主や配偶者の所得状況も加味）
※所得額に応じ、1/4、1/2、3/4、全額のいずれかの免除を申請
- ◇ 30歳未満で所得が少ない（配偶者の所得状況も加味）
- ◇ 学生で所得が少ない
- ◇ 失業中

覚えておきたいキーワード

- 第1号被保険者（自営業者等）の保険料は定額制
- 免除制度がある

② 会社員、公務員の場合（国民年金の第2号被保険者）

会社員や公務員は、国民年金と厚生年金（公務員は、共済年金）の2つの制度に同時に加入していることになります。

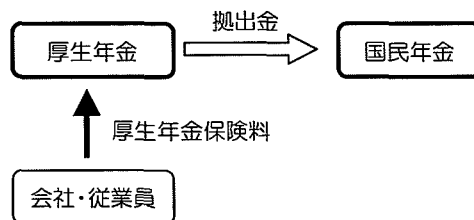
ここでは会社員を例に挙げて保険料の納付の方法をみていきます。

厚生年金保険料については会社と従業員で折半し、給与からの天引きにより徴収されています（平成20年9月～平成21年8月までの保険料は会社と従業員負担分を合わせ、およそ月収の15.35%。）

被扶養配偶者がいる・いないにかかわらず保険料の額は同額が徴収されます。

なお、給与からは国民年金の保険料は徴収されません。厚生年金保険料として徴収したもののうち一部を、「厚生年金保険制度」を通じ、拠出金として「国民年金制度」に拠出することにより、会社員が国民年金保険料を納付したものとして扱います。

<参考：会社員の保険料納付>



③ 会社員、公務員の配偶者の場合（国民年金の第3号被保険者）

会社員等の配偶者についても、国民年金の保険料は納付義務がありません。これは、②で触れた「拠出金」の中に、第3号被保険者の国民年金保険料に相当するものも含まれているためです。

覚えておきたいキーワード

- 会社員の厚生年金保険料は、報酬額に応じて異なる
- 厚生年金保険料は、会社と従業員で折半負担
- 被扶養配偶者の有無にかかわらず厚生年金保険料は同額

7. 年金給付

年金給付は、年をとったときに支給される「老齢年金」のほか、ケガをし障害が残ったときに支給される「障害年金」、被保険者等が死亡したときに、遺族に対して支給される「遺族年金」の3つの種類があります。

<参考資料：年金給付の種類>

老齢年金

障害年金

遺族年金

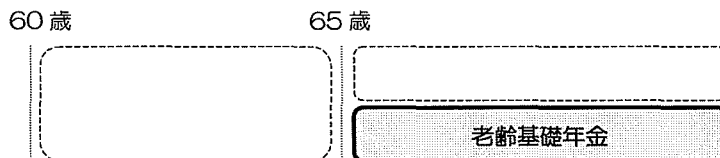
(1) 老齢年金

老齢年金を受給するには国民年金制度への加入期間が原則として 25 年以上あることが要件とされ、要件を満たした場合は 65 歳から支給開始されます。

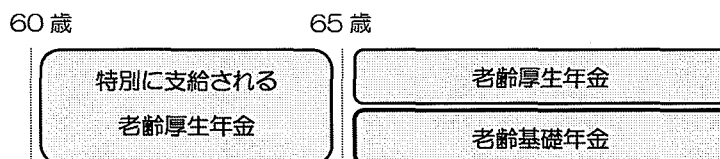
この「25 年以上」には保険料を納付していた期間の他、海外在住のため国民年金制度に保険料を納付していなかった期間等（合算対象期間といいます）も合算することができます。

<参考1：年金給付の概要>

◇自営業者の場合



◇会社員の場合



※会社員の場合、生年月日に応じて 60 歳から 64 歳の間も特別に受給できるものがあります。

＜参考2：合算対象期間＞

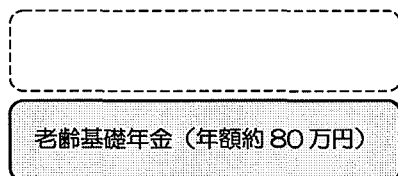
老齢基礎年金などの受給資格を発生させるために必要な期間（原則として25年以上）をみる場合の計算には含みますが、年金額には反映されない期間のことです。年金額に反映されないため「カラ期間」とも呼ばれ、主に次のようなものがあります。

- ・昭和61年3月以前に国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間
- ・平成3年3月以前に学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間
- ・昭和36年4月以降海外に住んでいた期間 等

① 自営業者の老齢年金

「老齢基礎年金」を受給します。支給される額は年額で792,100円（平成20年度）です。ただし、この額は40年間保険料を納付したときの額であって、保険料を免除された期間や滞納期間がある場合は、年金額が低くなることもあります。

＜参考資料：自営業者が受ける老齢年金＞



※自営業者の老齢年金には会社員等に支給される2階部分に相当するものはありませんが、「国民年金基金」に加入し、年金額を増やすこともできます。

Q A

Q 老齢基礎年金を65歳より前にもらうと減額され、65歳より後にもらうと増額されると聞きましたが本当でしょうか？

A 本当です。例えば60歳から受給すると本来受給できる額の30%が減額され、70歳から受給すると本来の受給額の1.42倍として計算されたものが一生支給されることとなります。

② 会社員等の場合

「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受給します。

老齢基礎年金の額の計算は、前ページの自営業者の場合と同じです。

また、2階部分として支給される「老齢厚生年金」は、在職期間中に会社から受けていた報酬平均額や加入月数に応じて算出する仕組みになっています。計算式は年齢等によっても異なりますが、例を挙げると次のようになります。

<参考資料1：老齢厚生年金の計算式の例>

在職中の報酬平均額 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数

※「5.481」の部分は生年月日により異なります。

<参考資料2：会社員等が受ける老齢年金（65歳以後）>

1階部分の老齢基礎年金と、2階部分の老齢厚生年金を同時に受給することができます。2階部分については、在職中に受けていた報酬額や賞与の額・加入月数により計算をします。

老齢厚生年金
(報酬額、加入月数により計算)

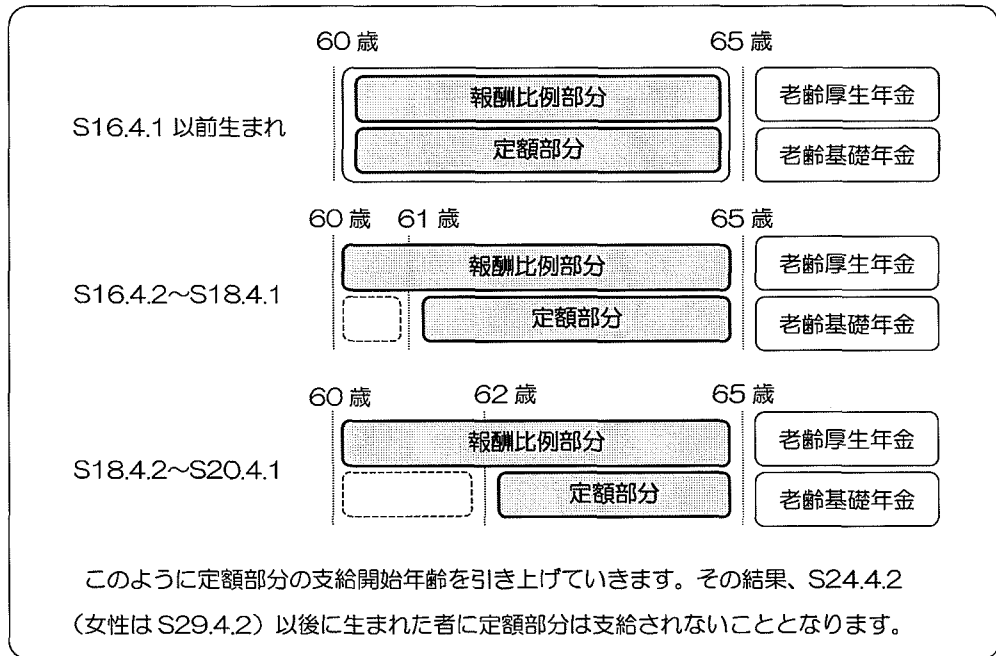
老齢基礎年金 (年額約 80 万円)

なお、厚生年金保険では一定の要件を満たす 60 歳～64 歳の者を対象として「特別支給の老齢厚生年金」を支給しています。60 歳～64 歳までの間に受ける特別支給の老齢厚生年金は、65 歳以後の老齢厚生年金と同様の計算式により求める「報酬比例部分」と被保険者期間の月数に応じて払われる「定額部分」があります。

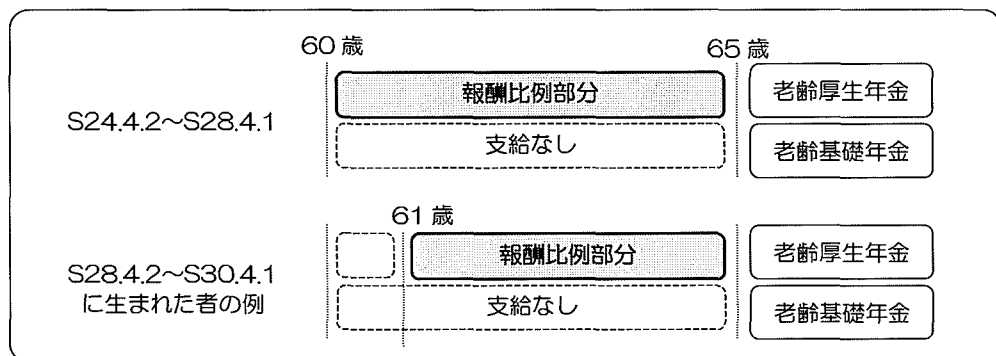
次ページの図にある通り、生年月日により段階的に支給開始年齢を引き上げていき、将来は支給されなくなります。

<特別支給の老齢厚生年金（65 歳未満）>

以下の図では男性の生年月日を例に挙げています。女性の支給開始年齢引き上げは5年遅れて実施されます。



S24.4.2～S28.4.1（女性は S29.4.2～S23.4.1）生まれの者は、60 歳～64 歳までの間に報酬比例部分のみを受給し、S28.4.2（女性は S33.4.2）以後に生まれた者については報酬比例部分の支給開始年齢を段階的に引き上げていきます。



このように報酬比例部分の支給開始年齢も引き上げていき、昭和 36.4.2（女性は S41.4.2）以後に生まれた方は 60 歳～64 歳までの間の特別支給の老齢厚生年金は支給されなくなります。

(2) 障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

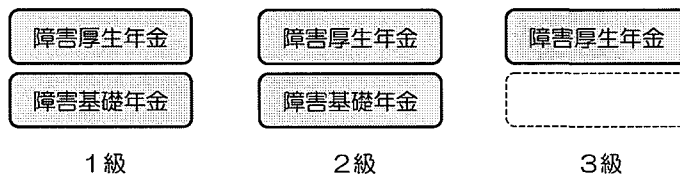
厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

障害の程度に応じた障害等級が定められており、障害基礎年金は1級～2級、障害厚生年金は1級～3級に分けられています。

1級又は2級に該当するときは、障害基礎年金と障害厚生年金の両方を受給できますが3級に該当する場合は障害厚生年金のみとなります。

<参考1：障害年金の概要>

障害等級に応じ、次の組み合わせで支給されます。



<参考2：障害年金の支給額>

- ・2級の障害基礎年金は老齢基礎年金の満額支給額と同様で792,100円(平成20年度)が支給されます。老齢基礎年金と異なり、加入月数に応じて年金額が変動するといったことはなく定額で支給されます。
- ・2級と3級の障害厚生年金は、老齢厚生年金とほぼ同様の計算により求めます。ただし、被保険者期間の月数が300月に満たないときは年金額が低額となることを避けるため、300月として計算をします。
- ・1級の障害基礎年金、障害厚生年金の額は、2級の額を1.25倍します。

Q A

Q 国民年金の保険料を1度も払ったことがありません。障害の状態となったときに障害年金はもらえますか？

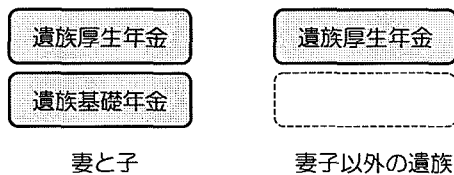
A 障害年金には「保険料納付要件」というものがあり、滞納期間が長いとき(例：全被保険者期間の3分の1以上を滞納している)は支給されないことがあります。ただし、直近1年間に滞納期間がないときは支給されることもあります。

(3) 遺族年金

被保険者等が死亡したときには遺族年金が支給されます。

遺族の範囲は、国民年金と厚生年金保険で異なっていますので注意が必要です。

<参考1：遺族年金の概要>



<参考2：国民年金の遺族年金>

- ・国民年金の遺族基礎年金を受給できるのは、妻と子に限定されています。
(例えば、妻が死亡しても夫には遺族基礎年金が支給されません)。
- ・夫と死別した「妻」が受給できるのは、子(高校卒業前)と生計を同じくしている場合に限定されます。したがって、子のない妻は遺族基礎年金を受給することができません。

<参考3：厚生年金保険の遺族年金>

厚生年金保険の遺族厚生年金を受給できる遺族の範囲は、国民年金より広く、死亡した者に生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母とされています。

Q A

Q 遺族年金はいつまでもらえるのですか？

A 遺族の種類により、受給権の消滅事由が異なります。例えば、若年(30歳未満)の妻に対する遺族厚生年金は5年で権利が消滅することがあります。子・孫については高校を卒業したときに権利が消滅します。その他に、婚姻した場合なども権利が消滅します。受給権が発生後、一定の消滅事由に該当しない間は、遺族年金を受給することができます。

8. 受給その他の手続き

① 年金の受給手続き

年金を受給するには裁定請求という手続きを行います。

年金には「時効」の制度があるため、手続きをするのを忘れていた場合、5年前までの分は遡って受けることができますが、それより前のものについては原則として受給できません。

また、老齢・障害・遺族など複数の年金の受給権が発生したときは、原則として1つの年金を選択して受給するのですが、「老齢基礎年金と老齢厚生年金」のように両方を受給できることもあります（これを「併給」といいます。併給を65歳以上の場合に限定している組み合わせもあります）。

<参考1：組み合わせて受けることが可能な例>



<参考2：年金に関する情報の入手先>

●社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

② 加入記録等を照会するとき

過去の加入記録については最寄りの社会保険事務所で照会することの他、インターネットでの照会も可能です（この場合、電子証明書の取得が必要になります）。社会保険庁のホームページ又は最寄りの社会保険事務所にお問い合わせ下さい。